



北海道知事

堀 達也 様

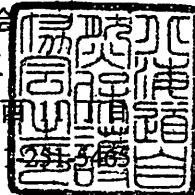
2002年1月29日

(社) 北海道自然保護協会

会長 傑 浩三

060-0003 札幌市中央区北3条中

加森ビル Tel/Fax:011-255-5700



遊楽部川における人身事故の危険性が高い工事に関する意見並びに質問書

渡島支庁函館土木現業所八雲出張所管内の2級河川「遊楽部川」において、同出張所が行った河川災害復旧工事には、人身事故の発生につながる危険な構造物が見受けられます。2001年11月、当協会の稗田一俊理事より、工事責任者である函館土木現業所八雲出張所長にこの問題点を指摘して早急な対策を求めましたが、何ら回答がなく、何ら対策が講じられませんでした。そのため、同理事は、12月14日、地元の北海道警察八雲警察署長宛てに「危険性の確認と対応を求める要望書」を提出しました。その後の12月20日、函館土木現業所治水課長及び函館土木現業所八雲出張所河川係長から、同理事に対して、人身事故が発生した場合は「自己責任の範囲である」との説明がされております。

しかし、この災害復旧工事において敷設された「袋体土嚢固定ロープ」は、河川構造物が人命を軽視する問題として決して見逃すことができないものである、そのように当協会は捉えております。以下に、事実関係、当協会の意見ならびに質問事項を記しますので、早急な対応を要望いつつ、質問事項へのご回答を切に要望する次第です。

1. 事実関係

- (1) 工事名：11年災759号遊楽部川災害復旧工事（B）
- (2) 危険構造物：当該工事では、流速の速い川底に袋体土嚢が敷設され、それを固定するためにロープ、「袋体土嚢固定ロープ」が縦横に張り巡らされています。
- (3) 当該工事箇所では、過去に、親水護岸工事が行われてきました。しかし、急流であるため「親水の場」としては危険で不適当であるので、立ち入り禁止柵の設置を求める申し入れ書を準備している最中、親水護岸工事完成直後に小学3年生の子供が川に転落し尊い命が奪われるという痛ましい事故が発生しました。地元に住む当協会稗田理事が知る限りでは、その後、護岸を覆う苔ですべて転倒し腰を打った成人男性の釣り人の例、身を乗り出して川に滑落した中学生の例、川に滑落してから苔のついた護岸につかまることができずに流れ、命を落としかけた別の中学生の例、護岸から滑落して流れられた保育園児を保母さんが必死で救助した例など、「親水」といわれるこの護岸において、「あわや命が…」という危険性の高い事故が多数、発生してきました。

2. 当協会の意見

- (1) 「袋体土嚢固定ロープ」は、流速の速い区間の水中に張り巡らされていることか

ら、人が川に流された場合、身体もしくは身体の一部あるいは身につけている物にひっかかる可能性が高いため、人身事故を増幅させるきわめて危険な河川構造物と考えます。水中では、ロープなどの長いものは水の特性によってきわめて容易に体にまといつきます。そのため、海底などに潜る「潜水士」は体に絡まったロープを外すため、常に鋭利な刃物を携帯しています。とりわけ河川では、水の流れがあり、流速が速ければ速いほど水圧が強く働くため、水中の岩に体を押さえつけられて九死に一生を得た例や、水中の鉄柱にロープをからませて溺死の恐怖を味わった例など、海とは異なる流れの速い場所での別の危険性が知られています。従って、流速の速い河川において、水中に張り巡らされたロープはきわめて危険性が高い構造物と考えます。

(2) 一方で、この工事箇所は、過去に、親水護岸工事が行われた場所であり、しかし、既述のように、そこでの人身事故が繰り返されてきました。目下、道内ではアウトドアガイドの資格制度が論議されているように、自然に親しみ自然を利用する人口は近年ほど急増が著しく、河川もその大きな利用対象となっております。この現象と対応して、河川管理者による「親水護岸工事」が進められてきたと捉えております。近年では、あえて川の中を歩いたり、泳いだり、カヌーやラフティングによる川下りなど、川の利用がますます増えている現状です。さらに、当該工事箇所の堤上は「歩くスキーのコース」になっており、堤上から誤って川に転落する事故も想定されます。従って、河川管理者は、当該工事箇所において、親水工事と災害復旧工事という異なる側面の工事を別々に行ってきましたが、常に人命を守る責任があると考えます。

(3) 当該工事箇所において人身事故が起きた場合に自己責任とするには、以下の3点から大きな疑念が生じます。すなわち、①流された者は流れの速い河床・水中に危険なロープが存在することを知らないこと、②河川では海の潜水士のように、あらかじめロープを切断できるような鋭利な刃物を携帯する例は少なく、しかも、ナイフがあったとしてもワイヤーであれば切断することができないこと、そして③流速が速い河川では、多くの方が水中の特性を予測できること、とくに川に転落して流れ、水中に没してこのロープに絡まった場合、流水の水圧が危険であることを予測できないことです。従って、「袋体土嚢固定ロープ」は、個人が身を守る能力の限界を超えた構造物であり、危険性を認知できない、予測もできない構造物ですので、自己責任の範囲をはるかに超えたものと考えております。

3. 質問事項

(1) 前項、当協会の意見で指摘しましたように、当該工事箇所において実際に続いてきた人身事故と今後さらに危険視される人身事故から、袋体土嚢ロープは「自己責任の範囲をはるかに超えた構造物」だと考えます。この点に関して、貴機関の総合的な見解をお伺いいたします。

(2) 当該工事箇所における袋体土嚢ロープの存在も知らず、ロープを切断する鋭利な刃物も持たない者がこのロープに絡まって一命を落とした場合でも、函館土木現業所では「自己責任になる」と判断されました。この点に関して、その根拠を詳しくご説明下さい。

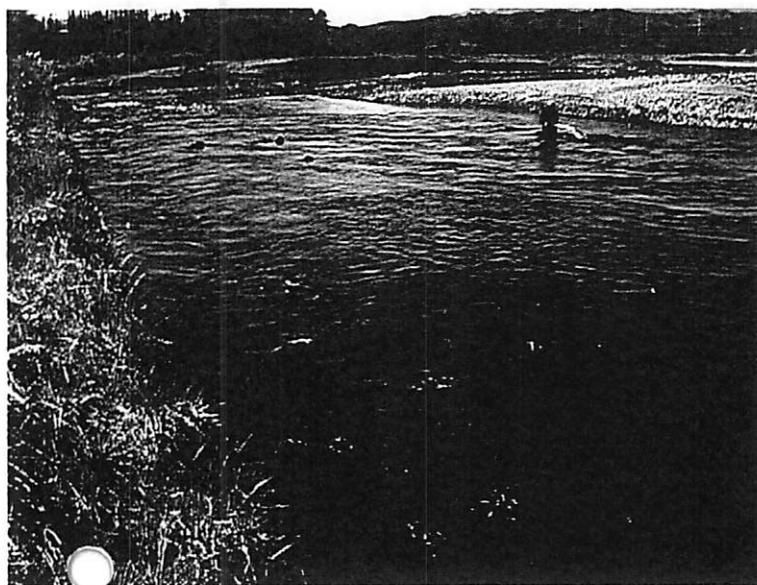
(3) 当該工事箇所は「歩くスキーのコース」になっており、堤上から誤って川に転落し、このロープに絡まって命を落とす可能性があります。この状況下で命を落とした場合

も、自己責任になるのでしょうか。ご説明を願います。

(4) 当該工事箇所が転落事故の絶えない場所であることから、このロープの危険性を指摘してきましたが、函館土木現業所は、それでも袋体土嚢を守るためにロープが必要だとの説明を続けております。まず、人命と袋体土嚢はどちらを第一に守るべきものなのでしょうか、ご説明下さい。また、護岸工事は生命や財産を守るためにつくられたものと伺っていますが、護岸を守るために人命が軽視されることは本末転倒だと思いますが、ご見解を頂きたいと思います。

(5) 河川管理者は、とりわけ親水工事をした場合にはその箇所で人命を守る責任がとくに生じると考えます。同じ場所において、別の目的で袋体土嚢ロープを敷設した貴機関では、このロープの危険性をどのように認識されているのか、危険性の度合いも含めて、詳しくご説明下さい。また、この状況下で人身事故が起きた場合、河川管理者の責任が問われないという理由について、詳しくご説明下さい。

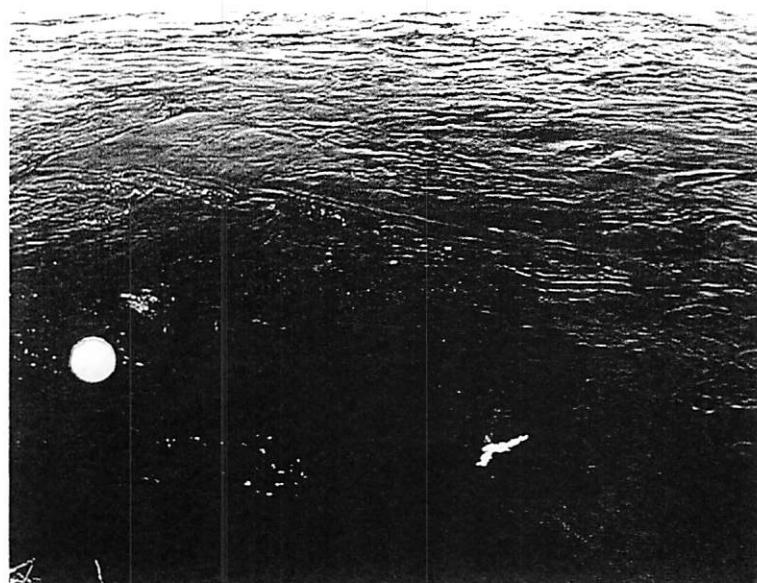
遊楽部川：袋体土嚢設置状況 1



3列ほど敷設され袋体土嚢の一部が露出している

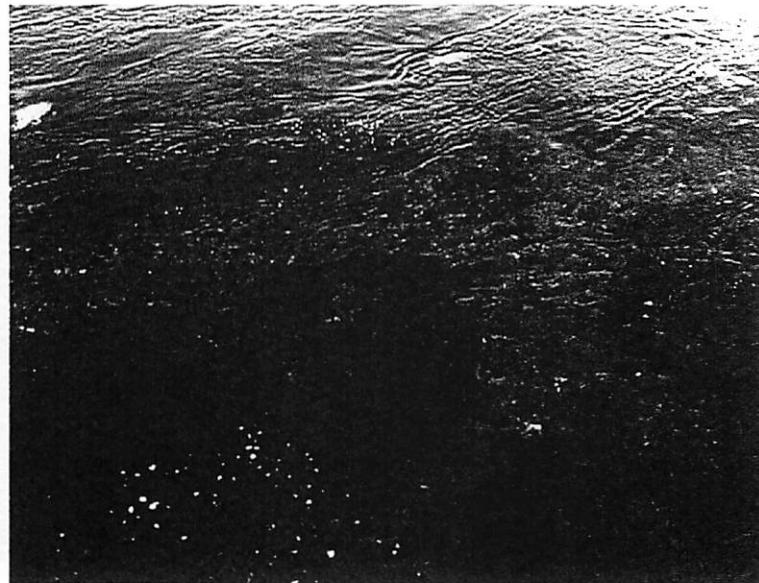


敷設された袋体土嚢と一部露出している。



敷設された袋体土嚢

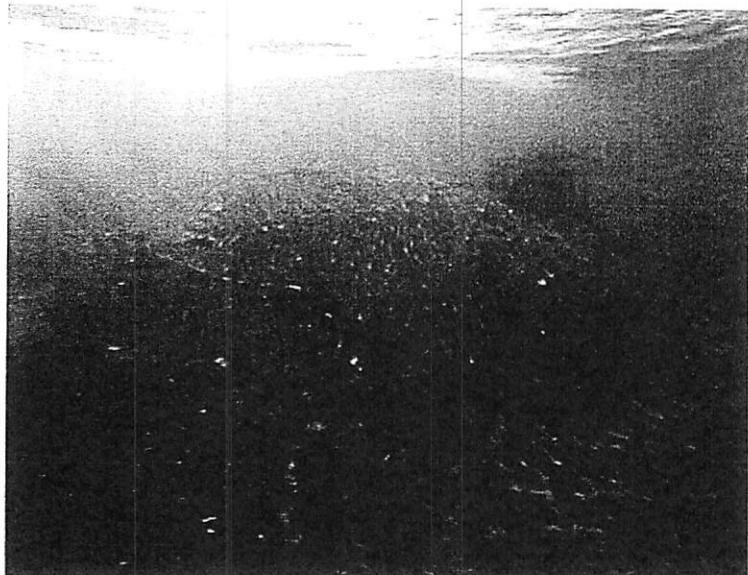
横のロープにゴミがついている



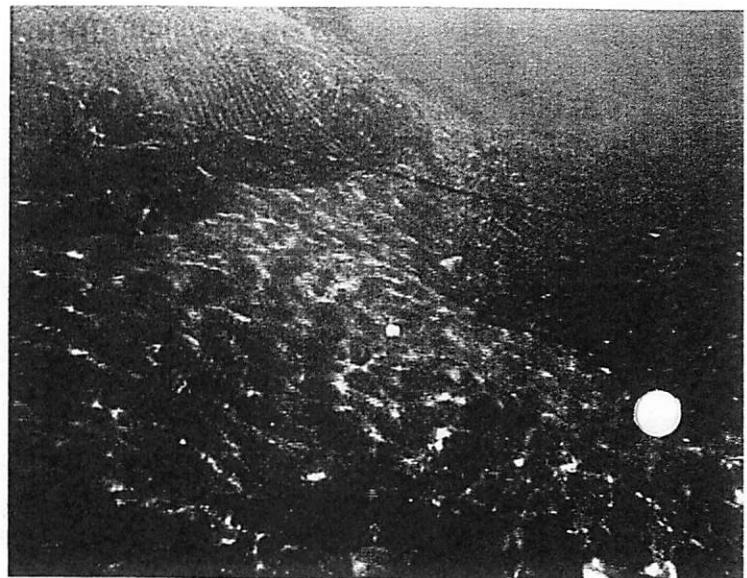
敷設された袋体土嚢

縦横にロープが張られている

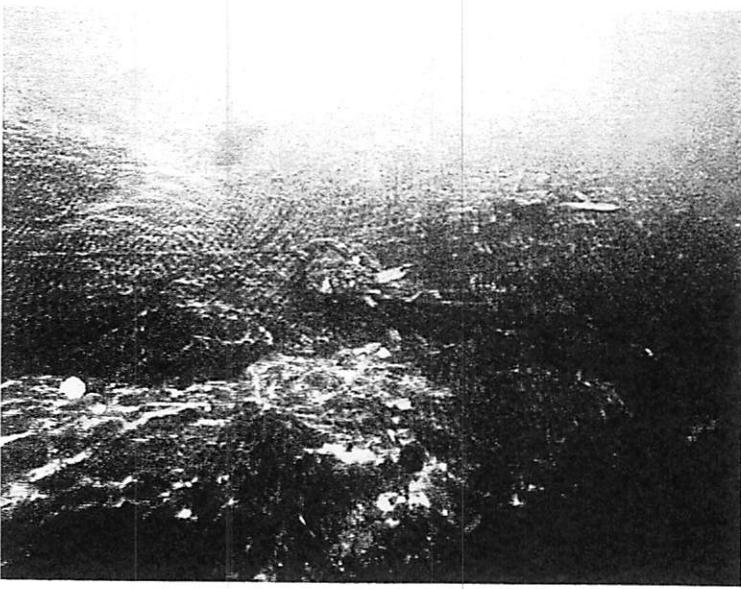
遊楽部川：袋体土囊設置状況 2（水中）



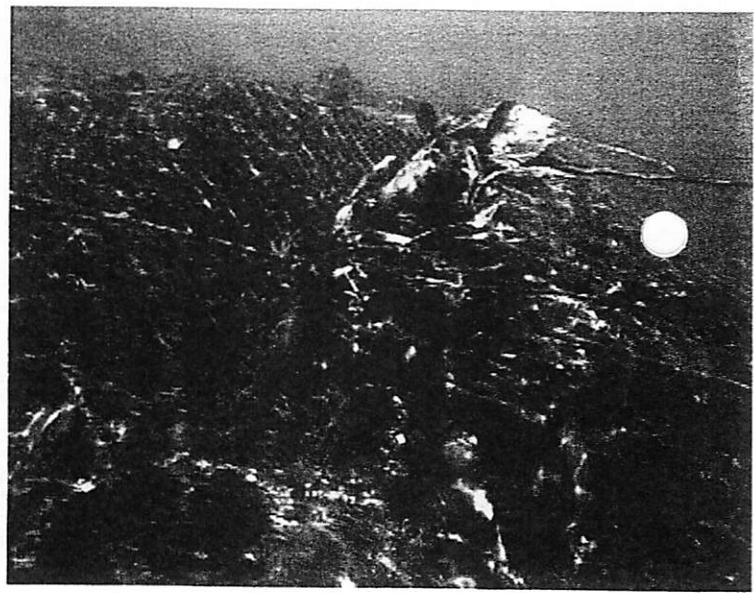
袋体土囊連結ロープの状況



同袋体土囊連結ロープの隙間が見える
ここにはまつたら脱出できるだろうか…？



袋体土囊の縦横に張られた連結ロープと中継リング?
ここから横張ロープが見える。
隙間は複雑に配置されている。



袋体土囊の連結ロープ。
ゴミがひっかかっている。